

アスベストが使われた建物の 占有者・所有者の法的責任

町野 静 MACHINO Shizu

弁護士／日本CSR普及協会・環境法専門委員会委員

今でこそアスベストによる健康被害の実態やその危険性は一般市民にまで広く認識されているが、数十年前までは決して広く知られたものではなく、とりわけアスベストを直接的に取り扱うわけではない建物の所有者にとっては、過去に賃貸していた建物においてアスベスト飛散防止のための措置が適切に採られていなかった可能性は否定できない。他方で、アスベストを巡る訴訟が増加しているという実態からすると、アスベストを使用していた建物を保有していた企業に対して、そのような建物には「瑕疵」があるとして損害賠償請求がされる可能性がある。本稿では、アスベストを含む吹き付け材が使用されていた建物で就労していた男性がアスベスト曝露により悪性胸膜中皮腫に罹患して死亡した事案において、当該建物の所有者兼賃貸人に土地工作物責任(民法717条)を根拠として損害賠償責任を認めた裁判例(大阪地裁平成21年8月31年判決・判例時報2068号100頁)を取り上げ、とりわけ建物を所有、賃貸する企業が建物に使用されたアスベストに関していかなる法的リスクを負うかについて検討する。

はじめに

近年、アスベスト曝露により健康被害を受けた人やその遺族等が、アスベストを取り扱っていた企業等に対して損害賠償請求の訴訟を提起する事例が増加している。これらの訴訟は、いわゆる職業曝露に関する労災認定の可否に関する争いや、それら労働者の使用者であった企業の責任が追及される事案がその大半を占めているが、アスベストの製造・使用を行ってきた企業が被告とされる事例等もあり、その範囲は広がってきていると思われる。

アスベストは、建物の断熱、保温材として多く使用されてきたという実情があるが、建物におけるアスベスト全般について具体的な法的規制が行われるようになったのは、平成17年の石綿障害予防規則の制定によるものが最初である。そのため、多くの建物において既存のアスベストの飛散防止のための対策や除去等の適切な措置が施されていなかったことが推測される。

以上のような状況からすると、アスベストが使用された建物の保有者が、当該建物の使用者等から、アスベスト曝露により生じた損害について損害賠償責任を追及される事案が今後も発生し得ると考えられる。そして、このような事案において果たして建物保有者は法的にど

のような責任を負うかを考察することは、今後の企業におけるCSRの観点からも意義のあることと思われるため、建物の所有者兼賃貸人が、アスベストを含む吹き付け材の飛散によって当該建物で就労していた男性に対して土地工作物責任に基づき損害賠償責任を負うと判断した事案(以下「本事案」という)を取り上げることとした。

1. アスベストの危険性及びこれに関する紛争の状況等

1.1 日本におけるアスベストの使用状況及びその危険性

アスベストは、燃えない、腐らない、酸やアルカリに侵されにくい、ほかの物質と親和性があるなどの優れた性質を持っていることから、かつては重要な工業材料として各分野で使用されてきた。石綿含有建築材料は、石綿スレート、石綿パイプ等などの不燃材として広く利用されてきており、製品に応じて、工場、倉庫、住宅、鉄道施設などの屋根、壁、内装、天井や、煙突、排気管等に施工されていた*1。

周知のとおり、アスベストは、それを吸引することによ

り石綿肺、肺がん、中皮腫及び胸膜疾患といった疾病を生じさせるリスクを持つものであり、その大気中の濃度については閾値がないと考えられている。

1.2 アスベストを巡る紛争の現状

いわゆるクボタショック(平成17年6月30日)を契機としてアスベストによる深刻な健康被害の実態は世間一般に広く知られることとなった。また、それにともない、アスベスト曝露により健康被害を受けた人やその遺族等が、アスベストを取り扱っていた企業等に対して損害賠償請求の訴訟を提起する事例も増加している。

これらの訴訟の多くは、アスベスト製造工場、解体業者といったアスベストを直接取り扱う業務に従事していた労働者やその遺族が、業務においてアスベストに曝露して疾病に罹患したものととして労災認定の可否について争ったり、使用者であった企業に対して労働契約上の安全配慮義務の違反を理由として損害賠償の請求を行う事案であり、請求を認める裁判例も多くある。

もともと、近年では、雇用主以外である石綿含有建材の製造、販売業者に対する法的責任が追求される事案や*2、職業曝露ではあるものの、アスベストの原材料やそれを用いた製品の運搬業者という石綿に関する労働者保護の観点からの規制を必ずしも受けない業態の企業に対しても、損害賠償請求がなされる事案*3等が出てきており、法的責任が追求され得る主体が多様化していると考えられる。

1.3 建物のアスベストに関する法規制の変遷*4

アスベストを取り扱う事業所における労働環境確保の観点からは、それが十分であったといえるかはさておき、じん肺法(昭和35年制定)に始まり、通達、規則等により古くから国による法的規制が行われてきた。

これに対して、建物に使用されているアスベストに関

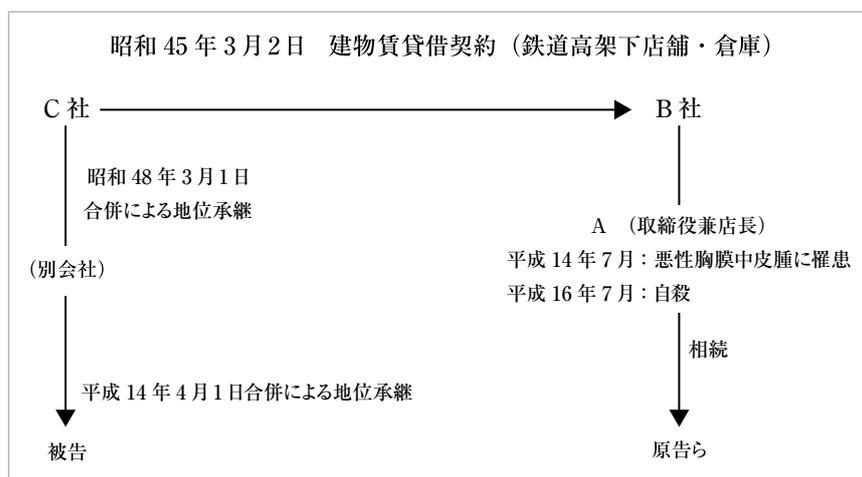
する規制は、近年までほとんど行われてこなかったというのが実情である。昭和50年の特定化学物質等障害予防規則の改正により、重量で5%を超えるアスベストを含有するアスベストの吹き付けが禁止されるようになったものの、これはアスベストを取り扱う労働者の安全衛生のための規制であり、上記基準に違反する既存のアスベスト含有吹付建材の取り扱いについては何ら定めはなく、こういった建材につき特段の措置をとることなくその後も放置していても法律に反するものではなかった。その後も、昭和62年のいわゆる学校パニックを契機として、建物の改修・解体時におけるアスベストによる大気汚染の防止等について定められることになったものの、これも建物内の環境確保に関するものではなかった。吹付アスベストに関しては、昭和63年の通達により「劣化・損傷した吹き付け材料が存在する場合、除去等の適切な措置を検討する必要がある」と言及されているが、法令により事業者に対して、一定の場合に除去や封じ込め等の義務が課されるに至ったのは、平成17年の石綿障害予防規則において、「吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない」との規定が設けられたのが最初である。

2. 事案の概要

本事案は、被告から賃借していた建物(以下「本件建物」という)内において勤務していたAが悪性胸膜中皮腫に罹患し、その後自殺により死亡したことについて、Aの相続人である原告らが、Aは本件建物壁面に施工された吹き付け材に含まれていたアスベスト繊維が飛散して発生した石綿粉じんを吸引し悪性胸膜中皮腫に罹患したものであると主張し、本件建物の所有者であり賃貸人であった会社に対して損害賠償の請求をした事案である。

本稿で取り上げる原告の請求の法的根拠は、設置または保存に瑕疵がある土地工作物によって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う旨を規定する土地工作物責任(民法717条)である(本請求のほか、被告及び本件建物の賃貸人の地位にあったほかの会社に対して、所有者または賃貸人としての地位に基づき、本件建物の安全を確保する義務に違反したことを理由とする債務

図1 / 当事者間の関係



不履行または不法行為に基づく請求もされているが、本稿では紙面の都合上、割愛する。

当事者間の関係については、被告において合併等が複数回行われているためやや煩雑であるが、本稿に関連する部分のみに簡略化したものを図1に示した。

Aが取締役を勤めていた会社であるB社は、昭和45年3月2日、後に被告に吸収合併されることになるC社との間で賃貸借契約を締結し(以下「本件賃貸借契約」という)、同年4月1日から平成15年3月までの間、被告から本件建物を文房具店の店舗兼倉庫として、鉄道高架下所在にある本件建物を借り受けた。Aは約32年間にわたり、本件建物内にて勤務していたが、平成14年7月に悪性胸膜中皮腫の診断を受け、その約2年後に病気を苦に自殺した。

本件建物の2階倉庫部分は文具類の在庫商品を置く倉庫兼帳簿を付けるための事務所として使用されてきたが、同倉庫の壁面部分の一部にはアスベストの一種であるクロシドライトを25%含有する吹き付け材が約3cmの厚さでむき出しのまま施工されていた。本件建物は頻繁に電車が往来する鉄道の高架下に位置していたため、原告らは、ここに電車が通るたびに振動が生じ、これにより吹き付け材の劣化が進み、上記倉庫壁面の吹き付け材に含まれるアスベストが石綿粉じんとなって飛散し、原告らは、Aが勤務中これに曝露したことを原因として悪性中皮腫に罹患したものであると主張した。その上で、アスベストの発がん性は、本件賃貸借契約締結以前から繰り返し指摘されていたものであったところ、店舗として人が日常的に出入りする本件建物において石綿粉じんが飛散し、本件建物を使用する人の生命、健康を害する危険を有していることは、本件建物の設置または保存上の瑕疵に当たるとして、被告に対して土地工作物責任に基づき、治療費、慰謝料及び弁護士費用相当額等の損害の賠償を求めた。

このように、本事案は、いわゆる職業曝露の事案であり、通常であれば被害者の使用者に対して損害賠償請求が行われる態様での事故であるが、B社はいわゆる法人なりした会社で、AとB社は実質的に同一であったことから、本件建物の所有者兼賃貸人であった被告に対して責任追及がなされたものと思われる。

3. 本事案における争点

本事案における原告らの請求のうち、土地工作物責任に係る請求の争点は以下のとおりである。

- ① アスベストの危険性に関する知見及びアスベストの規制状況
- ② Aの悪性中皮腫の発症原因

- ③ 被告には本建物の占有者または所有者として、本件建物の設置、保存上の瑕疵に係る責任があるか
- ④ 被告の義務違反と被害者の死亡との間に相当因果関係があるか
- ⑤ 損害の有無及びその額並びに損益相殺

これらのうち、本稿では特に重要と思われる①～③のみを取り上げる。

4. 当事者の主張及び裁判所の判断

裁判所は上記各争点につきいずれも原告らの主張を大筋で認めた上で、被告に対して、損害額約5,000万円の支払いを命じた。なお、被告から控訴がされているが、高等裁判所において棄却されている(判例集未登載)。

4.1 アスベストの危険性に関する知見及びアスベストの規制状況(争点①)

まず、本事案においては、アスベストが含有された吹付建材が使用された本件建物が「瑕疵」のある建物であったか否かの判断の前提として、アスベストの危険性に関する知見及びアスベストの規制状況が争点となった。当事者の主張の概要は以下のとおりである。

原告ら：アスベストの知見及びアスベストの規制状況にからすると、遅くとも昭和46年頃までには、アスベスト粉じんが人の生命、健康に有害であることは、日本の医学界やアスベスト製造業などのアスベスト関連企業のみならず、アスベスト製品を使用する建築業やアスベスト製品を使用した建築物を取り扱う不動産業などの産業界においても一般的知見として確立していた。

被告：原告らが主張するアスベストの危険性に関する知見やアスベストの規制状況は、アスベストの製造や吹き付け作業、アスベスト含有物の解体または焼却作業を行う作業場等における労働者の労働環境に関するものであって、アスベスト含有吹き付け材が施工された建物における労働環境や生活環境に関するものではない。また、これらは、アスベストを含有する一般製品や建物設備の使用の規制、禁止に関するものではなく、原告らの挙げる法規制はいずれも日本における一般的知見といえるものではない。

裁判所は、原告らの主張・立証等を根拠に、アスベストの危険性を述べる文献の発表状況、アスベストの規制に関する立法動向や行政の動き等を詳細に認定した。その上で、①建築物の吹き付けアスベストの曝露による健康被害の危険性及びアスベストの除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになったのは、早くも昭和62年頃であるとした。他方、②アスベスト自体の人の生命、健康に対する危険性、有害性(特に肺がんや中皮腫の原因物質となり得る有害性)について、一般的に認識されるようになったのは、その危険性各所で規制され、アスベスト取り扱い労働者に対する対策が執られるようになった昭和45年頃であるとした。この昭和45年頃の状態として、裁判所は、アスベスト工業に携わる人のみならず、その工場付近の住民、アスベスト鉱山地域の住民、さらにこの物質の消費量の多い年の一般市民の肺にも高率のアスベストが検出されたこと、アスベストがきわめて難治である肺がん、中皮腫の発生に何らかの因果関係を持つことが明らかになった以上、この物質の規制にあたることは、単に工場衛生の立場からのみならず、公衆衛生の立場からも重要であることを指摘した論文が発表されていたこと、アスベストの製造工場における肺がんの事案や大気中に発がん物質であるアスベストが含まれていることが新聞報道されていたとの事実認定を行っている。

4.2 Aの悪性中皮腫の発症原因(争点②)

被告は、Aが過去に金網工場において金網織工として二つの工場で勤務し、うち1か所ではアスベストの1種であるクリソタイルが使用された焼鈍炉が設置されていたことから本件建物以外でアスベストに曝露する機会があったこと、本件建物におけるアスベスト曝露によるAの中皮腫発症リスクは数万分の1から数十万分の1程度である旨の医師の鑑定書の記載内容等を根拠として、Aの中皮腫の発症原因については本件建物におけるアスベストの吸引以外の原因があるのではないかと主張していた。

裁判所は、本件建物の状況、建物内のアスベスト濃度、Aの肺の状況等から、Aは本件建物内でのアスベスト曝露により中皮腫に罹患したものと推認できると判断した。そして、被告の主張については、前記焼鈍炉で使用されていたアスベストはクロシドライトではない上、年2回の焼鈍炉の補修工事以外においてアスベストに曝露することは考えにくいこと、鑑定書における確率自体、環境基準として健康被害に対し明確な対策が必要な程度に達しているものである上、建築物の吹き付けアスベスト材により中皮腫が発生することがあることが高度の蓋然性をもって認められる以上、客観的、統計的な発生の確率が小さくても上記推認は妨げられないと述べて、認めなかった。

4.3 被告には本建物の占有者または所有者として、本件建物の設置、保存上の瑕疵に係る責任があるか(争点③)

本争点は、i)被告が本建物の占有者に該当するかという問題と、ii)本件建物に設置、保存上の瑕疵が存在するかという問題の二つに分けられる。各当事者の主張の概要は次頁に記載のとおりである。i)に関しては、本件建物の支配・管理権限がB社またはC社のどちらにあったのかという点がポイントである。この「占有者」がいずれであるかが争われたのは、仮にB社が占有者であるとされた場合、民法の規定によれば、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことがBにより立証がされない限り、所有者であったC社(被告)が責任を負うことはないためである。ii)に関しては、建物の設置、保存の「瑕疵」をどのような基準で判断するか、違法ではないから瑕疵がないとの主張が認められるのかという点が特に重要である。

本判決では、i)については、民法717条1項にいう「占有者」とは、被害者に対する関係で土地工作物から生ずる危険を支配、管理し、損害の発生を防止し得る地位にある者をいうと解するのが相当であるとの規範を立てた。その上で、上記原告らの主張記載のような事実関係等を根拠に、本件建物2階倉庫の壁面につき修繕等の措置を執ることが許容されているのはもっぱら賃貸人たるC社であって、賃借人の株式会社Bにはそのような権限がなかったものであるとし、賃借人である株式会社は個人営業が法人成りしたに過ぎず、株式会社Bは、吹き付けアスベストに曝され続け、損害を被った被害者であるAと実質上同一であると評価できることも総合考慮の上、被害者であるAに対する関係で本件建物2階倉庫部分に施工されている吹き付けアスベスト材から生じる危険について、支配、管理し、損害の発生を防止し得る地位にあった者は、賃貸人であったC社であるというべきであるとした。

ii)について、本判決は、人が利用する建物は、その性質上これを利用する者にとって絶対安全でなければならず、人の生命、身体に害を及ぼさないことが当然前提となっているものというべきであると述べた。そして、本件建物は、鉄道の高架下に存在する商業用店舗であり、本件建物内で営業を行う者の生命、身体に害を及ぼさない安全な性状のものであることが予定されていたといえること、昭和45年頃には、人の生命、健康に対するアスベストの危険性、有害性について、一般的に認識されていたものと評価できるのに、本件建物は、本件2階倉庫の壁面部分に、人がそれを吸入することにより中皮腫等の石綿関連疾患を引き起こす原因物質であり、アスベストの中でもとりわけ発がん性などの有害性が強いクロシドライトを一定量含有する吹き付け材

が露出した状態で施工されており、しかも、頻繁に電車が往来する鉄道の高架下において、鉄道が通るたびに相応の振動が生じることにより、上記吹き付け材が飛散しやすい状態にあったのであるから、本件建物は、それを利用する者にとって、アスベスト吹き付け材から発生した石綿粉じんの曝露、吸入により、生命、健康が害され得る危険性があったとし、賃貸借契約開始時である昭和45年3月の時点以降、設置、保存上の瑕疵があったものと結論付けた。また、B社による本件建物の使用方法についても、異常なものとは認められないとした。

5. 本判決の考察及びCSR的課題

本判決が企業にとって有する意義については、さしあたり以下の2点が考えられる。

第1は、土地工作物責任における「瑕疵」の判断につき、とりわけ、人が出入りする建物について、建物等の土地工作物を保有する者にとって厳しい判断がなされており、建物の所有や管理を行うに当たっての法的リスクを再考させられるものとなっている点である。前述のとおり、アスベスト取り扱い業者に対して、法令に則った施工等をすべき高い注意義務が課されるのは当然ともいえるが、本件の被告は鉄道会社の子会社である不動産会社であり、アスベストを直接取り扱う業態の企業ではない。しかも、建物のアスベストに関する規制がされるようになったのがごく最近であったことからすると、不動産管理会社等アスベスト取扱業者以外の者にとっては、規制がされる以前にはアスベストの危険性への認識が希薄であったと推測される。実際、被告は、本事案においてこのような趣旨の主張を行っている。しかし、本判決ではこのような被告の主張は認められなかった。裁判所は、「人が利用する建物は、その性質上これを利用する者にとって絶対安全でなければならず、人の生命、身体に害を及ぼさないことが当然の前提となっている」との厳しい規範を立てた。そして、当時法令上違法であったか否かを問題とせずに、アスベストの危険性に関する論文の存在や新聞報道がされていた事実等を根拠に、昭和45年頃にはアスベスト自体の人の生命、健康に対する危険性、有害性について、一般的に認識されるようになっていたとの前提のもと、瑕疵があったと結論付けている。土地工作物責任は所有者は無過失責任を負うものであり、同責任の瑕疵の判断に関しては、各種行政規程の基準をみたしていても、それは企業者に過失なしとするだけであり、瑕疵の存在については、必ずしも企業者は免責されないと解されている*5ことからすると、このような結論が理論的におかしいということにはならないが、法規制とは、社会の実情を踏まえたものであることを考えると厳しい判断であり、とりわけ、環境という人の生命、健康に直結する分野においては、法令を形式的に守っているだけでは必ずしも法的に免責されないということを改めて示したものであるといえよう。なお、瑕疵と法規制との関係に関して、工作物責任同様に無過失責任である瑕疵担保責任(民法570条)の瑕疵の判断において、判例では、売買契約締結後に法令に基づく規制の対象となったふっ素が基準値を超えて含まれていたことは瑕疵には当たらないと判断されており*6、これと比較しても本件のような土地工作物責任は厳しい判断がされている点も注目される*7。このように、建物等の土地の工作物を所有、占有する企業としては、責任を負う場合があることは十分自覚して

i)について

- 原告ら：・本件建物は鉄道高架下という特殊な物件であり、(鉄道会社である)被告の支配が強い
 ・被告は賃貸人として修繕義務を有している
 ・契約上賃借人の内装工事や原状変更に当たっては被告の承諾、同意が必要とされている
 →被告は本件建物を管理・支配すべき地位にあり、「占有者」であったといえる。
- 被告：・被告は本件建物の合鍵すら持たず、これを常時管理できる状態ではなかった
 ・本件建物はいわゆるスケルトン貸しであり、店舗の内装は賃借人である会社の責任に属する
 →被告は「占有者」にはあたらない。

ii)について

- 原告ら：本件建物は、店舗として人が日常的に出入りする建物であるところ、アスベスト含有吹き付け材の劣化にともない石綿粉じんが飛散し、本件建物を使用する人の生命、健康を害する危険を有していた。
 →本件建物には設置または保存の瑕疵がある
- 被告：・石綿障害予防規則が制定された平成17年2月24日までは、本件建物壁面にアスベスト含有吹き付け材が施工され、それについて除去、囲い込み等の措置が執られていなかった状態は違法ではなく、社会的にも国家的にも「建物の瑕疵」とは認識されていなかった。
 ・本件建物の中のアスベスト含有吹き付け材が使用されている場所は元は人が出入りする構造になっていなかったところ、B社は自らここに2階部分をつくり、同倉庫内で石綿粉じんを吸引しながら労働しており、かかる使用方法は異常である。
 →本件建物の設置・保存に瑕疵はない。

おくべき事項であるといえる。また、この責任の判断に際しては、社会的認識や法規制の変化によって、「瑕疵」とはいえなかったものが「瑕疵」と評価される可能性があることを意味し得ることから、企業としては形式的な法令遵守だけでなく、そのリスク判断においてより慎重な判断が求められるといえる。

第2は、本判決はアスベスト被害に基づき法的責任を負う主体が今後広がり得ることも示唆しているとも考えられることである。近年、アスベストを断熱材に使用した煙突からは解体時ではなくても石綿粉じんが飛散しやすい状況にあり、このような煙突が依然多数残っているとの調査・研究結果が発表された旨報道がされたが、仮にこのような煙突からの石綿粉じんによる健康被害等が明らかになった場合、本判決の理論によれば、当該煙突のある工場の占有者ないし所有者はそれにより生じた損害について法的責任を負う可能性があると考えられる。さらに、土地工作物責任に関しては、損害の原因についてほかにその責任を負う者がいるときは、占有者または所有者は、その者に対して求償権を行使することができることとされており(717条3項)、理論的には、これらの者は、「瑕疵のある」建物の建築業者に対して求償ができると解されることから、仮にこの求償権が行使されれば、建築業者等のさらに広い範囲の企業が責任を負う可能性も出てくる。よって、このように、アスベストが使用された建物に起因する損害について占有者ないし所有者の土地工作物責任を正面から認めたことは、アスベスト被害の広がりへの深刻さを示すものであると考えられる。

6. 本判決の位置付け

最後に、アスベストが使用された建物を保有している(または過去に使用していた)企業にとっては、本判決の判断が一般化できるかどうかに関心事項であると思われるが、私見では、当然には一般化できないのではないかと考える。本件では、使用されていたアスベストが重量の25%という高い割合のアスベストを含む建材による吹付けアスベストであったが、前述のこのような吹付けアスベストの使用は、昭和50年にはすでに使用が禁止されていた(既存のものを除去する義務はない)。また、本判決の事実認定によれば、本件建物内においては、むき出しになった吹付けアスベストから石綿粉じんが飛散するという状況が長期間続いていたとのことであり、こうした事情からすると、建物保有者の管理責任が問われても致し方ない事例であったともいえる。さらに、本事案においては、職業曝露であるにもかかわらず、一次的に責任を負うべき使用者が存在しない(被害者と同一である)ことも、被告に責任を負わせざるを得ないという判断に働いた事情であると推測される。このような理由から、本件は

事案としてやや特殊な面があり、アスベストが施工された建物における石綿粉じんによって当該建物の使用者に被害が生じた場合に、当然にその占有者または所有者に法的責任を負わせることまで認めたものではないと思われる。もっとも、建物の占有者、所有者としては、上記のとおり厳しい責任を課される可能性はあり、環境に関する規制については、常に社会的な動向にも目を配る必要があることに変わりはない。

- *1 森永謙二編「職業性石綿ばく露と石綿関連疾患—基礎知識と労災補償—」(三信図書有限会社)22～28頁参照
- *2 横浜地裁平成24年5月25日(裁判所ウェブサイト)
- *3 神戸地裁平成24年6月28日(判例時報2160号63頁)
- *4 小澤英明著「建物のアスベストと法」(白揚社)25～46頁参照
- *5 加藤一郎編・注釈民法(19)312頁(有斐閣)
- *6 最判平成22年4月20日民集64巻4号953頁
- *7 このような両責任における環境規制に対する評価の違いが生じる理由は、当事者間の契約に基づき発生する責任である瑕疵担保責任の場合は、あくまで客観的な瑕疵が問題となる土地工作物責任とは異なり、契約時に存在しなかった法規制については、別途当事者が合意していた場合は別として、予定していた安全性の前提とはなり得ないからであると思われる。